

○常総衛生組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する 条例

〔昭和54年2月15日
常総衛生組合条例第2号〕

改正 令和2年3月30日 組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第12項の規定に基づき、公平委員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに公平委員となった者は、管理者の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、公平委員の服務の宣誓に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（令和2年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、人事機関として法律を尊重し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

常総衛生組合公平委員会委員

氏名

⑩